

令和5年9月和水町議会第3回定例会会議録

令和5年9月1日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年9月1日午前10時00分招集

2. 令和5年9月1日午前10時00分開会

3. 令和5年9月1日午前11時13分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課長	石原康司	地域振興課長	野田敏治
建設課長	中嶋啓晴	税 務 課 長	大山和説
住民環境課長	中原寿郎	まちづくり課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課長	前田洋子
農林振興課長	上原克彦	農業委員会局長	池上圭造
学校教育課長	鍋島忠隆	社会教育課長	益永浩仁
特養施設長	前渕康彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	松尾 修		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第 5	常任委員長報告
日程第 6	議案第52号 菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第53号 和水江田川カヌーキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第54号 和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第55号 和水町簡易水道条例の一部改正について
日程第10	議案第56号 和水町下水道条例の一部改正について
日程第11	議案第57号 和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第58号 令和 5 年度 和水町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第13	議案第59号 令和 5 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）
日程第14	議案第60号 令和 5 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）
日程第15	議案第61号 令和 5 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）
日程第16	議案第62号 令和 5 年度 和水町病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第17	議案第63号 工事請負契約の締結について
日程第18	議案第64号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第19	認定第 1 号 令和 3 年度 和水町一般会計歳入歳出決算
日程第20	認定第 2 号 令和 3 年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第21	認定第 3 号 令和 3 年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第22	認定第 4 号 令和 3 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第23	認定第 5 号 令和 3 年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第24	認定第 6 号 令和 3 年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第25	認定第 7 号 令和 3 年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第26	認定第 8 号 令和 3 年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第27	認定第 9 号 令和 3 年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第28	認定第10号 令和 3 年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第29	認定第11号 令和 3 年度 和水町病院事業会計決算
日程第30	陳情等の委員会付託について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和 5 年第 3 回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、９番 秋丸要一君、10番 笹淵賢吾君を指名します。

日程第２ 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日９月１日から９月11日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日９月１日から９月11日までの11日間に決定しました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第３、諸般の報告を行います。

令和５年第３回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御参集をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は５類に移行され、にぎわいのある日常生活が戻りつつあります。本町では、８月５日、６日の古墳祭、14日には盆踊り大会が４年ぶりに開催され、多くの来場者でにぎわったところです。

さて、本日は防災の日です。100年前の今日、関東大震災が発生し、首都圏に未曾有の被害をもたらしました。いつ、身に降りかかるか予想ができないのが災害です。地震だけでなく、台風や集中豪雨、ゲリラ豪雨などによる土砂崩れ、河川の氾濫などが、近年多発しています。

台風11号と12号が接近しています。その動きが気になるところです。町民の皆様には、もしもに備えて、対策を取られますようお願いをいたします。

さて、本定例会に提出された諸議案は、条例７件、補正予算５件、その他１件、人事１件、人事はありません、失礼しました。決算認定11件、報告１件の合計25件であります。

この諸議案については、後刻、町長から説明があります。

また、一般質問には、７名の登壇が予定されています。前向きで建設的な議論を期待します。

なお、議員各位におかれては、円滑な議事運営に御協力いただき、適正妥当な議決に達せられることを希望します。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長

以下、教育委員会、監査委員の説明者の出席を要請しています。

6月定例会以降の主な行事及び地方自治法第125条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計及び特別会計の出納検査等の状況は、お手元に配付しております。

以上、諸般の報告を終わり、開会の挨拶とします。

日程第4 行政報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めまして、おはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。

令和5年第3回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただいておりますことを心より感謝申し上げます。

それでは、定例議会に当たり、行政報告を行います。

まず、近年、甚大な被害をもたらした梅雨時期の大雨についてですが、本町におきましては、大きな被害が出るほどの大雨は観測されておりません。しかしながら、九州北部各地で線状降水帯の発生による豪雨により、河川の氾濫や土砂災害が相次ぎました。

また、台風6号と7号の日本への上陸、接近に伴い、日本各地で甚大な被害が発生いたしました。こちらも台風の影響により、道路が寸断、広範囲での冠水や建物への浸水などの被害が発生し、人命に関わる被害も発生しております。この場をお借りしまして、犠牲となられました方々の御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた多くの皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧・復興を願うものでございます。

近年は、想像をはるかに超える豪雨などにより、これまでの経験や常識では、気象状況を予測することは困難となっております。本町におきましても、いつどこで発生するか分からない自然災害に関しまして、各関係機関からしっかりと情報収集を行い、迅速な対応をまいりますので、町民の皆様におかれましては、各自の防災対策と早めの避難を心がけていただきますよう、御協力をお願いいたします。

さて、令和5年6月定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

まず、6月26日にふるさと大使委嘱状交付式を執り行いました。和水町ふるさと大使第1号として、本町出身で、バトミントン日本代表として活躍されている廣田彩花選手を任命いたしました。今後、廣田選手には、和水町の特産品のPRや各種イベントへ御出演いただき、和水町と一緒に盛り上げていただきます。

また、廣田選手は、現在、来年開催されるパリオリンピックへの出場、メダル獲得に向け、オリンピックレースを戦っておられるところです。町、そして町民一丸となって応援してまいりた

いと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、道路や河川に関する会議・要望についてです。

玉名八女線道路整備促進期成会、そして菊池川改修完遂期成同盟会、国道3号線植木バイパス建設促進期成会、そして和水町道路整備推進委員会で、会議や要望を実施いたしました。今後も引き続き、国や県及び国会議員の方々への要望をしっかりと行ってまいります所存でございますので、議員の皆様におかれましても、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、8月5日、6日には、第50回和水町古墳祭を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりとなる開催となりました。第50回の記念開催となる今回は、13年ぶりとなる古墳祭ライブを開催し、たくさんの方々にお越しいただきました。メインイベントであるたいまつ行列では、衣装を一新し、町内外から多くの方々に御参加いただきました。第50回にふさわしい大変な盛り上がりとなりました。

また、8月13日には、夏祭り盆踊り大会、こちらも4年ぶりに開催いたしました。天候に恵まれ、多くの方々に御来場いただきました。大盛況のうちに終了できましたのも、町民の皆様、関係各位の皆様の御協力の賜物であると心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今後、山太郎祭や金栗四三翁マラソン大会などの様々なイベントを、感染対策を講じながら開催することとしております。来場者の皆様に楽しんでいただけるよう盛り上げてまいりたいと思いますので、引き続き、議員の皆様におかれましても、力添えを賜りますようお願い申し上げます。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて、御報告とさせていただきます。

本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例改正が7件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算が5件、その他1件、決算11件、報告1件の計25件の議案を上程しております。

各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第5 常任委員長報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、常任委員長報告を行います。

行政視察研修について、厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） おはようございます。

（おはようございます。）

厚生建設経済常任委員会視察研修の報告をいたします。

令和5年7月18、19の両日、調査研修活動の一環として宮崎県西都市と熊本市における先進施

設の研修をさせていただきました。参加者は、委員会議員6名と特養施設長であります。議会議務局長及び農林振興課長様には、研修地の選定から研修先との日程調整等、準備をお願いいたしました。

まず、1日目は、農業をなりわいとする和木町にとって、これから先の農業の在り方を考えたとき、農業と福祉の連携に取り組まれている宮崎県西都市、株式会社C o C o R oファーム様に伺いました。

就労継続支援A型事業所と併設して運営されています代表の堀川佳恵様にお話を伺いました。就労継続支援A型C o C o R o事業所及び農業生産法人C o C o R oファームについて報告をいたします。

大分県の特別支援学級の教職員として勤務され、結婚を機に宮崎へ移住され、障害を持つ教員の子たちの社会進出の難しさを痛感し、その子供たちの居場所づくりの一環として、10年前に福祉事業所をスタート。その3年後、農業法人を立ち上げ、地元の専業農家様より栽培指導を受けながら、入所者の方々に給料を払うことを前提に、約2,100坪の土地を借り、農業法人を設立、運営されております。失敗の繰り返しで学ぶこともたくさんあったようです。

印象に残ったお話を紹介いたします。

利用者様は、それぞれ自分に合った仕事内容、自分に合ったペースでできる環境、その可能性が農業にはたくさん詰まっている。一つ、自分たちが収穫した野菜が地元で売られているのを見るとうれしい、やる気が出る。朝採れ野菜がその日のうちに店頭に並び、鮮度にも気を配り、規格外品も飲食チェーン店に利用いただき、ロス率も低く抑えている。無駄な命はないという信念を持ち、活動をしている。農産品加工ほか、多くの関連事業も拡大、指導する側も利用する側も一緒に成長しているという実感が楽しい。学んだ子供たちが、西都市の農家に一般就労することで、地域貢献にもつながる。安心して現場に任せることができるよう人材の育成により、今後は規模拡大をし、耕作放棄地の有効活用をしたい。また、畜産関係にも進出したいと説明をいただきました。

意外にも幅広く、多くの事業をしておられます。会社から孤立・隔離されやすい人たちの社会参加に貢献しておられ、福祉の視点から、地域農業の在り方と可能性を改めて御教授いただきました。

2日目は、まず、熊本市黒髪のリデルライトホームに伺い、石本淳也施設長様の御案内をいただきました。

地域密着型の特別養護老人ホーム、定員29名、全部屋個室、常時介護を必要として、自宅で介護が困難な高齢者が入居対象であります。生活継続性、自己資源の活用、自己決定を理念に、サービスを提供されています。

続いて、特養老人ホーム、ライトホーム、定員50名について御説明いただきました。

おおむね65歳以上で、経済的、住居兼環境等の理由により、在宅で生活することが困難な方が入居されていました。全室個室ユニット型で、家族とも時間を過ごせるような空間が用意され、居心地のよい居場所が提供されていました。当施設の特徴としては、1、1ユニット当たり常時

2、3名のスタッフで30分単位の勤務シフトを組んである。2、給食は外部委託、全て冷凍食品。毎食ごと冷凍を解凍して提供をしている。3、介護者の負担軽減のため、居室掃除などは障害者を正規雇用するなど、雇用シフトを取っている。全室個室により、入居者負担が高い。しかし、低収入者においては、施設負担により軽減措置を実施している。

次に、熊本市鹿子木のくわのみ荘に伺い、跡部尚子理事長に案内をいただきました。

定員120名、全個室、1ユニット10名、1ユニット当たり常時一、二名のスタッフで、15分単位、30分単位の20通りの勤務シフトを組んでおられます。館内はエアコンを使用せず、冷水・温水を循環させる施設を設置しておられます。心地よい涼しさと暖かさで、高齢者に優しい冷暖房としておられました。

また、介護者の負担軽減と入居者へのサービス向上のため、特に夜間勤務は午後9時から午前7時までと、スタッフの過重労働を回避し、入居者一人一人の24時間シフトを作成して、個人に合った生活サイクルを実施しておられました。

総括として、私なりに印象に残ったことを申し上げますと、家にいるような雰囲気づくりのために、制服、また館内放送を禁止しておられたこと、障害者や高齢者の雇用を積極的に進めて、業務分担を明確にしておられたこと、若い介護職員が多く、離職率が極めて低いこと、職員の士気を高める体制づくりができていること、介護者が、介助に専念できるような工夫がなされている。働く時間を工夫してあること、給与だけでなく、働きがいのある環境づくりに心がけであること等でございます。

我が町もきくすい荘の建て替えを控えて、大変重要な時期であります。ハード面でも多忙な時期ではありますが、ソフト面でも多面的に幅広く考察して、よりよい施設の構築に努めていきたいものです。

以上で、厚生建設常任委員会、視察研修の報告を終了いたします。

○議長（高木洋一郎君） これで、委員長報告を終わります。

日程第6 議案第52号 菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6、議案第52号「菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第52号「菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年9月1日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

菊水ロマン館の温浴施設の廃止に伴い、利用料金の収受に関する別表第2を改正する必要があ

ります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正内容は、新旧対照表で御説明申し上げます。

次ページとなります新旧対照表を御覧になってください。

右が改正前、左が改正後となります。菊水ロマン館の温浴施設が廃止されたことにより、1、光明石温泉の利用料金の定めは必要ございませんので、削除となります。これにより、新旧対照表の2ページ目になりますが、2、交流ホールの利用料金表が1に繰り上がることになります。

以上で、議案第52号「菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の提案理由を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第7 議案第53号 和水江田川カヌーキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第53号「和水江田川カヌーキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第53号「和水江田川カヌーキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

和水江田川カヌーキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年9月1日提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

和水江田川カヌーキャンプ場のカヌー艇庫研修室の休憩利用に伴う利用時間の区分と利用料金等を見直すため、関係する別表を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正内容は、新旧対照表で御説明申し上げます。

1ページ目の新旧対照表を御覧になってください。

右が改正前、左が改正後となります。今回改正した箇所につきましては、一番下の休憩（1回当たり）の料金欄となります。今までは、午前10時から午後3時までで2,160円、午後3時から午後10時までを3,240円と2段階で定めておりましたが、これを午前9時から午後4時半までの取扱いとし、料金は1時間当たり450円の料金設定に変更する内容となります。

この改正につきましては、カヌー・キャンプ場の指定管理事業者から、カヌー艇庫の研修室の休憩の取扱いを変更したい旨の申出がありました。協議の結果、適当と判断したための改正となり、なります。

以上で、議案第53号「和水江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8 議案第54号 和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第8、議案第54号「和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいま議題となりました議案第54号「和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」につきまして説明いたします。

和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

下段を御覧ください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律が改正されたことにより、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律も改正されました。これに伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

1 ページに記載の第15条第1項第2号につきましては、指定都市及び中核市の長が認定こども園の認定または許可する際の事前協議を事前通知に見直すこととされたため、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が繰り上げられることに伴い、同項の規定を引用している箇所の改正を行うものです。

以上で、議案第54号「和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第9 議案第55号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第55号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第55号の提案理由の説明をいたします。

和水町簡易水道条例の一部改正について

和水町簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

和水町長 石原佳幸でございます。

和水町簡易水道条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですけれども、10月からインボイス制度が開始されます。開始に向けた対応として、使用料金「10円未満の切捨て」から「1円未満の切捨て」と、条例を一部改正いたします。

附則、この条例は、令和5年10月1日から施行する。

提案理由として、消費税の適格請求書等保存方式、インボイス制度への対応を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案しております。

議案書の次ページ、新旧対照表を御覧ください。

使用料第22条第1項、下線部「10円」から「1円」に改正いたします。

以上で、議案55号「和水町簡易水道条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第10 議案第56号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第56号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第56号の提案理由の説明をいたします。

和水町下水道条例の一部改正について

和水町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

和水町長 石原佳幸でございます。

和水町下水道条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですけれども、前議案でも御説明しました消費税のインボイス制度への対応を図るため、使用料「10円未満の切捨て」から「1円未満を切捨て」としまして、それと下水道一般世帯以外の基本料金、これは「税込み」としておりましたけれども、「税別」とする条例を一部改正します。

附則、この条例は、令和5年10月1日から施行する。

提案理由といたしまして、消費税の適格請求書等保存方式、インボイス制度への対応を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案しております。

議案書 2 枚目、新旧対照表を御覧ください。

(使用料金の算定方法)

第24条第 1 項第 1 号、下線部分、「10円」から「1 円」に改正いたします。

同項第 2 項です。廃止・休止から再開する使用料金、こちらも下線部分「10円」から「1 円」に改正いたします。

次ページ、議案書の 3 枚目を御覧ください。

これは別表第 4、24条関係のことですけれども、一般世帯以外となる。こちらは、いわゆる商業施設、店舗、こちらの基本料金ですけれども、税別とするために、基本料金を「1,570円」から「1,430円」に、人数割り、こちらは 7 名以内の人数割りですけれども、「730円」から「670円」に、算定人口、こちら 8 名以上の人口になりますけれども、「260円」から「240円」に、それぞれ改正いたします。

また、備考欄、消費税を「含んだ額」から「除く額」と改正いたします。

以上で、議案第56号「和水町下水道条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第11 議案第57号 和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第11、議案第57号「和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第57号の提案理由の説明をいたします。

和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

和水町長 石原佳幸でございます。

和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですけれども、こちらも消費税のインボイスへの対応を図るため、使用料「10円未満の切捨て」から「1 円未満の切捨て」、それと使用日数の修正、下水道事業と特定地域生活排水処理事業の統合により、下水道の規定に準じる条例を一部改正いたします。

附則、この条例は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

提案理由としまして、消費税の適格請求書等保存方式、インボイス制度への対応を図るためなど、現行条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案しております。

議案書の 2 枚目、新旧対照表を御覧ください。

(使用料金の算定方法)

第17条第1項、下線部分「10円」から「1円」改正いたします。

同条第2項、これ廃止・休止から再開する使用料金ですけれども、こちらも「10円」から「1円」に改正いたします。

また、同項第1号は、「使用月数」となっておりましてけども、「使用日数」と修正をいたします。

同条第6項では、町長が実態を確認し、決定する基準日については、「この条例に基づく」を「和水町下水道条例第24条第1項から第3号までに準じる」と修正いたします。これは先ほど下水道事業で御説明いたしました一般世帯以外となる、これ商業施設、店舗の基本料金、こちらのほうに準用するという形で改正をいたします。

以上で、議案第57号「和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第12 議案第58号 令和5年度 和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12、議案第58号「令和5年度 和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第58号「令和5年度 和水町一般会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面のほうを御覧ください。

令和5年度 和水町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億8,651万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,060万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、第3表 地方債補正による。

令和5年9月1日提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

9ページのほうを御覧ください。

1款町税、2項固定資産税を3,285万1,000円増額し、5億1,367万4,000円とします。今年度の

固定資産税の年税額が固まり、増額が見込まれるため、補正するものとなります。

10款地方交付税を188万7,000円追加し、568万7,000円、その下の11款地方交付税に3,145万9,000円を追加し、32億3,145万9,000円とします。いずれも交付税額の決定を受けて補正するものとなります。

続きまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目の大災害復旧費国庫負担金に3,568万4,000円を追加いたします。7月の集中豪雨等により被災しました公共土木施設への復旧工事分となります。

10ページのほうを御覧ください。

15款の国庫支出金、それとその下の16款県支出金、これにつきましては、今回9月の補正で追加計上しました新型コロナワクチン接種体制確保事業や各種事業に対する国・県の補助金の増額によるものとなります。

11ページを御覧ください。

11款繰入金、2項1目の繰入金1億6,981万円を減額します。普通交付税の決定やふるさと応援寄附金事業の確定等に伴いまして、基金の繰入れの金額が確定したことによるものとなります。

続きまして、20款繰越金、1項繰越金に、4億1,025万9,000円を追加します。今年度決算剰余金の基金への積立て等を行うため、計上したものとなります。

22款町債、1項町債は、土木債に7,620万円の追加、公共土木災害復旧事業債に、2,040万円の追加、本年度の普通交付税の算定に伴いまして、臨時財政対策債のほうは、2,043万3,000円を減額しております。

なお、地方債につきましては、5ページ、6ページのほうで記載しております。

以上につきまして、歳入のほうの説明を終わります。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明をいたします。

12ページを御覧ください。

2款の総務費、1項の総務管理費、3目の財政管理費に、2億8,000万円を追加いたします。減債基金への積立てでございます。これは地方財政法第7条に基づきまして、積立てを行います。令和4年度決算の実質収支、5億5,947万9,000円の2分の1以上の額となる2億8,000万円を減債基金のほうに積み立てることとしております。

続きまして、13ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金に、4,200万円を追加いたします。電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対しまして、1世帯当たり3万円を支給いたします。対象世帯数は、1,400世帯のほうを見込んでおります。

その下の2目高齢者福祉費、18節負担金補助及び交付金に、1,617万円を追加いたします。高齢者施設のほうから申請が上がりました介護基盤緊急整備特別対策事業に対する補助金で、簡易陰圧装置6台のほうが設置されます。全額が県補助金となります。

続きまして、15ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目の農業振興費、18 節負担金補助及び交付金に、施設園芸燃油価格高騰補填事業補助金としまして190万円を追加いたします。昨年度も実施しました国の施設園芸セーフティネット構築事業を活用した業者に、燃油コストに対する補助を行うものです。対象面積等は、昨年度から大きな変動はありませんので、昨年度の実績を基に190万円を見込んでおります。

その1行下のほうで4目の畜産業費、18節負担金補助及び交付金に、和水町飼料費高騰対策事業支援金としまして989万円を追加します。畜産業を営む町内に住所を有する者、また主たる事務所を有する法人に対しまして、飼料費の価格高騰に対する補助のほうを行います。牛が1頭棟当たり1万円、豚が1頭当たり500円として、支援のほうを行います。

7 款の商工費、1 項の商工費、2 目の商工業振興費に1,552万1,000円を追加します。和水江田川カヌーキャンプ場の利便性向上のため、シャワー及び手洗い場を整備する工事請負費の計上となります。シャワー室は、男女各3台を設置する計画となっております。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費に、538万5,000円を追加します。7月の梅雨前線、豪雨等によりまして発生しました小災害について、その事業者の負担軽減を図るための事業によります。15件の申請が上がっております。

続きまして、16ページを御覧ください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費に、4,970万円を追加します。町が管理します町道につきまして、適切に管理を行い、道路利用者が安全に利用できる環境を整える事業としまして、江田高野線等、6件の工事費のほうを追加しております。

8 款土木費、3 項河川費、2 目の河川維持費に、1,770万円を追加します。防災・減災を目的として町河川の護岸整備を行うもので、令和2年の7月の豪雨時に、河川の氾濫による浸水被害が発生しました西山川の追加整備のため、用地測量等の委託料及び工事費のほうを追加しております。

続きまして、17ページを御覧ください。

10 款教育費、2 項保健体育費、1 目保健体育総務費に、243万8,000円を追加します。金栗四三顕彰事業の一環としまして、今年度第100回目を迎える箱根駅伝大会に、町内の中高生15名による箱根駅伝観戦ツアーを計画し、普通旅費としまして29万9,000円、ツアー業務の委託料としまして181万5,000円、ツアーバスの借上げ等使用料としまして8万7,000円を追加するものとなります。

続きまして、11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、2 目の農地等災害復旧費に、4,930万円を追加いたします。こちらも7月の豪雨による農地が6件、施設のほうが16件分の農地等の災害復旧工事分となります。

最後、18ページのほうを御覧ください。

11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費に、5,351万4,000円を追加します。こちらも7月の豪雨によります道路が1件、河川が11件分の公共土木施設災害復旧工事費分となります。

以上で、歳出のほうの説明は、終わります。

続きまして、4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

第2表で債務負担行為の追加のほうを説明いたします。

新型コロナウイルス対策農業経営安定資金を利用する農業者に対しまして、利子補給と保証料の助成を行うもので、令和10年度までの期間、限度額が利子補給分が15万7,000円、保証料分が4万8,000円、この2件分を追加しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

第3表 地方債として、災害復旧事業分としまして限度額2,040万円の分を新しく追加しております。

続きまして、6ページを御覧ください。

地方債の今年度の第1次の協議等が終わりましたので、増減がありましたので、歳入のほうでも説明したとおり、道路橋梁整備事業のほうが180万、緊急自然災害防止対策事業のほうが7,440万円、それぞれ限度額のほうを増額しております。

臨時財政対策債につきましては、2,000万円の減額。

以上、3件のほうを変更しております。

以上で、議案第58号「令和5年度 和水町一般会計補正予算（第4号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第13 議案第59号 令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第13、議案第59号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第59号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度 和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,839万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和5年9月1日提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目基金積立金を新たに5,000万円追加いたします。積立てを行います基金は、和水町国民健康保険財政調整基金でございます。

次に、歳入を御説明いたします。

5 ページをお願いします。

7 款 1 項繰越金、2 目その他繰越金を5,000万円増額します。令和 4 年度の決算剰余金9,094万78円の中から5,000万円を計上しております。この額につきましては、地方財政法第 7 条に準拠しまして、剰余金の 2 分の 1 を下らない額として計上をしております。

国民健康保険財政調整基金につきましては、平成29年度の取崩しを最後に、枯渇して以来、積立てを行っておりません。令和 4 年度までに累積した決算剰余金の一部を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第59号「令和 5 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いします。

日程第14 議案第60号 令和 5 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第60号「令和 5 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） ただいま議案に上がりました議案第60号「令和 5 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和 5 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,501万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,411万7,000円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出のほうから御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目区連合会負担金費で15万9,000円を増額しております。これは第三者行為に関わる求償事務費用分として委託している国民健康保険団体連合会への手数料となっております。

次に、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金に、1,485万3,000円を増額して

おります。これは、令和4年度の決算に伴う支払基金への返還金となっております。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧ください。

7款繰入金、その他一般会計繰入金を15万9,000円増額しております。

次に、8款繰越金、1項繰越金に、1,485万3,000円を増額しております。財源調整のための増額補正をしております。

以上で、議案第60号「令和5年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第15 議案第61号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第15、第61号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前渕君

○特養施設長（前渕康彦君） 議案第61号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度 和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,981万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和5年9月1日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について御説明申し上げます。

予算書の6ページを御覧ください。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費についてでございますが、デイサービスセンターにおいて、5月末に看護職員の任期付職員が1人退職したことにより、今回、給料等で238万3,000円を減額し、また、その補充のため、新たに会計年度任用職員を1人任用することにより、報酬等で193万4,000円を増額するもので、総額44万9,000円を減額補正します。

内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。

続きまして、歳入について、御説明を申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。

8 款の繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目の一般会計繰入金について、歳出の減額補正に合わせて44万9,000円を減額補正しております。

以上で、議案第61号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第16 議案第62号 令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、議案第62号「令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第62号「令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度 和水町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度 和水町病院事業会計予算（以下「予算」という。）、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入については、補正はございません。

（支出）

第1款病院事業費用、既決予定額10億3,868万4,000円、補正予定額789万5,000円、計10億4,657万9,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億7,110万8,000円、補正予定額774万2,000円、計9億7,885万円。

第3項健康管理センター費用、既決予定額1,887万8,000円、補正予定額10万8,000円、計1,898万6,000円。

第4項居宅介護支援事業費用、既決予定額1,919万4,000円、補正予定額4万5,000円、計1,923万9,000円。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「4,207万2,000円」を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「4,257万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入については、補正はございません。

(支出)

第1款資本的支出、既決予定額1億7,430万6,000円、補正予定額50万7,000円、計1億7,481万3,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億2,213万7,000円、補正予定額50万7,000円、計1億2,264万4,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額6億4,283万6,000円、補正予定額115万3,000円、計6億4,398万9,000円。

令和5年9月1日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容については、補正予算の実施計画により説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、職員の扶養申請の変更に伴い、扶養手当及び児童手当を100万円増額しています。

3目経費は、567万4,000円を補正し、2億1,138万9,000円とします。これは、医師会計システム、インボイス対応改修、それに総合検診システムの制度改定に対する改修、非常用照明のバッテリーの取替え等に係る修繕費465万1,000円の増額です。また、下水道使用料の料金改定に伴い、33万円を増額します。また、既存のオーダーリングシステムサーバー保守業務委託として、69万3,000円を増額補正しております。

6目研究研修費は、皮膚排せつケア認定看護師養成のための研修費として、106万8,000円を補正するものです。

3項健康管理費センター費用は、職員の通勤手当、4項居宅介護支援事業費用は、職員の児童手当を補正します。

続きまして、資本的収入及び支出です。

3ページを御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費は、検査科の血中アンモニア測定装置の購入と健康管理センターの体組成計の購入費、合わせて50万7,000円を増額補正します。

以上で、議案第62号「令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第17 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第17、議案第63号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第63号の提案理由の説明をいたします。

工事請負契約の締結について。

防災安全交付金改築町道岩線道路改良工事（志源寺3工区）について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年9月1日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

工事名、防災安全交付金改築町道岩線道路改良工事（志源寺3工区）。

工事場所、和水町岩地内。

契約金額、金5,289万9,000円税込みです。

契約の相手方、熊本県玉名郡和水町東吉地1145番地、株式会社大昭建設 代表取締役 高木 繁です。

契約の方法、指名競争入札です。

提案理由といたしまして、町道岩線道路改良工事（志源寺3工区）の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由であります。

工事の内容について、御説明をいたします。

この工事につきましては、延長126.1メートルの範囲において、令和5年9月から令和6年3月までを工期としまして、和水町と山鹿市の市町界に位置する岩線（志源寺工区）の道路拡幅に伴う工事となっております。道路拡幅を行う上で、歩道を含めた工事となり、県河川岩村川の農業取水口を利用して、拡幅を行います。また、岩村川に大型擁壁を設置した護岸整備といたしまして、全体計画としましては、令和6年度末までに完成できるように工事を進めてまいります。

以上で、議案第63号「工事請負契約の締結について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第18 議案第64号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第18、議案第64号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第64号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、御説明を申し上げます。

和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由です。コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の交付サービスの実施に伴い、条例の改正をする必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

2枚目の新旧対照表を御覧ください。

第10条、第1項及び第2項の改正は、役場窓口での印鑑登録証明書の交付申請に当たって、これまで本人、代理人申請を問わず、印鑑登録証の提示が必須となっておりました。コンビニ等の交付サービスの開始に伴いまして、窓口における本人申請の場合に限って、個人番号カード等の本人を確認できる書類を提示することによって印鑑登録証の提示を省略できるものとしております。

また、10条に第5項を追加します。これはコンビニ等での交付について明記するものでございます。利用者証明用電子証明書が記録されております個人番号カードを所持されていれば、コンビニ等に設置の多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができるとする規定を追加します。

施行日につきましては、サービスを開始します令和5年11月1日としております。

以上で、議案第64号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いします。

日程第19	認定第1号	令和4年度	和水町一般会計歳入歳出決算
日程第20	認定第2号	令和4年度	和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第21	認定第3号	令和4年度	和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第22	認定第4号	令和4年度	和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第23	認定第5号	令和4年度	和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第24	認定第6号	令和4年度	和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第25	認定第7号	令和4年度	和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第26	認定第8号	令和4年度	和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第27	認定第9号	令和4年度	和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第28	認定第10号	令和4年度	和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第29	認定第11号	令和4年度	和水町病院事業会計決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第19、認定第1号「令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算」から、日程第28、認定第10号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」及び日程第29、認定第11号「令和4年度 和水町病院事業会計決算」までを一括議題とします。

まず、認定第1号から認定第10号までの提案理由の説明を求めます。

会計管理者 松尾君

○会計管理者（松尾 修君） ただいま議題となりました認定第1号「令和4年度 和水町一般会計歳入歳出予算」から、認定第10号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出

決算」までの10の会計決算について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和5年9月1日 提出

和水町長 石原佳幸でございます。

令和4年度各会計歳入歳出決算総括表を御覧ください。

総括表の読み上げをもって、提案理由の説明とさせていただきます。

認定第1号「令和4年度 一般会計歳入歳出決算」です。予算現額92億8,112万1,000円、歳入決算額91億604万6,109円、歳出決算額85億627万9,033円、差引残額5億9,976万7,076円です。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が、4,032万8,300円です。

なお、決算書には、事項別明細書のほかに、実質収支に関する調書、財産に関する調書、入湯税の使途状況についての資料を添付しています。

続きまして、認定第2号「国民健康保険事業会計」です。予算現額13億9,454万1,000円、歳入決算額13億5,676万8,937円、歳出決算額12億6,582万8,859円、差引残額9,094万78円。

認定第3号「介護保険事業会計」、予算現額14億4,130万7,000円、歳入決算額15億7,513万7,470円、歳出決算額13億4,276万6,210円、差引残額2億3,237万1,260円。

認定第4号「特別養護老人ホーム事業会計」、予算現額5億3,749万円、歳入決算額5億685万7,625円、歳出決算額5億652万6,553円、差引残額33万1,072円。

認定第5号「住宅用地造成事業会計」、予算現額779万7,000円、歳入決算額779万6,330円、歳出決算額779万6,330円、差引残高ゼロ円。

認定第6号「簡易水道事業会計」、予算現額1億1,403万6,000円、歳入決算額1億460万5,544円、歳出決算額9,770万3,680円、差引残額690万1,860円。

認定第7号「下水道事業会計」、予算現額1億874万9,000円、歳入決算額9,384万4,882円、歳出決算額8,639万2,281円、差引残額745万2,601円。

認定第8号「特定地域生活排水処理事業会計」、予算現額1億2,692万1,000円、歳入決算額1億1,073万2,853円、歳出決算額1億1,066万6,473円、差引残額6万6,380円。

認定第9号「春富財産区特別会計」、予算現額20万8,000円、歳入決算額107万2,968円、歳出決算額6万920円、差引残額101万2,048円。

認定第10号「後期高齢者医療事業会計」、予算現額2億1,141万8,000円、歳入決算額1億9,172万534円、歳出決算額1億8,788万3,655円、差引残額388万6,879円です。

以上で、認定第1号「令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算」から、認定第10号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」までの提案理由の説明とさせていただきます。

後日、各委員会において、各課ら詳細な決算説明を行いますので、御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 続いて、認定第11号「令和4年度 和水町病院事業会計決算」につい

ての提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長（高木浩昭君） 認定第11号「令和4年度 和水町病院事業会計決算」につきまして、提案理由の説明を行います。

和水町病院事業会計は、地方公営企業法の全部適用を受けています。地方公営企業法第30条第4項で、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならぬと規定されているため、提案するものでございます。

先ほど説明がございました各会計歳入歳出決算総括表で説明させていただきます。

表の一番下の段を御覧ください。

認定第11号、病院事業会計、歳入決算額14億442万1,519円、歳出決算額が9億4,779万8,406円で、差引き4億5,662万3,113円の黒字となりました。

以上で、認定第11号「令和4年度 和水町病院事業会計決算」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。

認定第1号「令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算」から、認定第11号「令和4年度 和水町病院事業会計決算」までの審査については、休会中の常任委員会審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号までの審査については、休会中の常任委員会審査とすることに決定しました。

日程第30 陳情等の委員会付託について

○議長（高木洋一郎君） 日程第30、陳情等の委員会付託については、本日までに受理した陳情書等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

4日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

散会 午前11時13分